

特別障害者手当

■対象者

障 害 の 状 態		受 給 の 要 件
1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 1-7	<ul style="list-style-type: none"> ・両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ・両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの ・両上肢の機能に著しい障害を有するものまたは両上肢のすべての指を欠くものもしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの ・両下肢の機能に著しい障害を有するものまたは両下肢を足関節以上で欠くもの ・体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの ・前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が上記と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁することを不能ならしめる程度のもの ・精神の障害であって、上記と同程度以上と認められる程度のもの 	①1-1から1-7のうち、いずれか2つの障害を有するとき ②1-1から1-7のうち、いずれか1つの障害を有し、かつ、2-1から2-11のうちいずれか2つの障害を有するとき ③1-3から1-5のうち、いずれか1つの障害を有し、かつ、その他の障害も有するため、その障害状態が②と同程度以上のとき ④心臓機能障害などの内部機能障害、または長期にわたり安静を必要とする病状が有る場合であって、その障害が特に重いため、常時一定以上の安静を必要とするとき ⑤精神障害であって、その障害が特に重いため、常時一定以上の介護・監護を必要とするとき
2-1-1 2-1-2 2-1-3 2-1-4 2-1-5 2-1-6 2-1-7 2-1-8 2-1-9 2-1-10 2-1-11	<ul style="list-style-type: none"> ・両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ・両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの ・平衡機能に極めて著しい障害を有するもの ・そしゃく機能を失ったもの ・音声または言語機能を失ったもの ・両上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したものまたは両上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの ・一上肢の機能に著しい障害を有するものまたは一上肢のすべての指を欠くものもしくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの ・一下肢の機能を全廃したものまたは一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ・体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの ・上記に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が上記と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ・精神の障害であって、上記と同程度以上と認められる程度のもの 	
2-2	<ul style="list-style-type: none"> ・上記1-3から1-5のいずれか1つの障害を有し、かつ、「日常生活動作評価表」に日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの 	左に掲げる程度の障害の状態を有するもの
3-1	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児福祉手当の認定基準のうち、内部障害またはその他の疾患に該当する障害を有するものであって「安静度表」の1度(絶対安静)に該当する状態を有するもの 	左のいずれかに該当するもの
3-2	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児福祉手当の認定基準のうち、精神障害に該当する障害を有するものであって、「日常生活能力判定表」の各動作および行動に該当する点を加算したものが14点となるもの 	